

募集要項

No.	資料名	該当箇所		質問		回答案
		頁	項	タイトル	内容	
1	募集要項	6	2 4 8	施設整備期間について	平成30年4月に学校専用利用の開始となっておりますが、設計工程・工事工程を考えますと、昨今の市場を鑑みると短いように思われます。開始時期を延ばしていただくよう再考していただけないでしょうか。	再考は考えておりません。
2	募集要項	6	2 4 8		設計建設期間内に学校専用利用開始できるように諸官庁協議、許認可、設計協議等の貴市のご協力をお願いいたします。	承知しました。
3	募集要項	8	第3 1 (2) エ	応募者の構成と要件	より良い提案を実現するため、参加表明をさせていただいた応募グループに構成員を新たに追加することは可能でしょうか。	追加することは可能です。ただし、その場合は理由をお示しください。
4	募集要項	16	第4	優先交渉権者の選定～事業者との仮契約の締結期間内の協議内容について	適切な提案を作成するため、優先交渉権者決定後ではなく、提案書作成段階に基本設計レベルに準じた具体的な関係各課の行政指導をお願いします。	平成27年4月20日～4月24日の間に事前相談日を設けますので、希望される日時をご連絡ください。
5	募集要項	18	5 4	条例制定について	平成28年12月又は29年3月に本施設の管理運営に関する条例を制定予定とのことですが、現時点での案文をご教示願います。※特に料金区分・金額	現時点で提示できるものではありません。料金区分及び金額については、本市の他の公共施設の例を参考にしてください。
6	募集要項	19	6 (2)	維持管理・運営期間中の保険	保険の対象は事業者が管理責任を負う一般利用者のみで、学校の生徒に対しては付保する必要はないという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	19	第5 7	市と事業者の責任分担 事業契約書(案)の貴市未提示による、スケジュール延長のお願い	提案書締切までのスケジュール延長をお願いします。	スケジュールの延長は考えておりません。
8	募集要項	24	第9	契約の考え方及びリスク分担について	基本協定締結以降の想定されている協議内容・事項については、建築計画等の提案内容についての協議も含まれているのでしょうか。その段階で法令等の解釈を議論することにより、提案内容および金額での実現が不可能となるリスクが想定されます。この場合、 ①審査された計画が大幅に変更となることが認められるのでしょうか。 ②事業契約に至らない原因は公表資料の不備として、市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。(応募費用等の損害の補償等)	①大幅な変更は想定しておりません。 ②募集要項「添付資料2」に示したとおり、契約成立の間に生じた損害については、賠償の責は負いません。
9	添付資料1 サービス購入費について	3		自動販売機及び付帯事業利用について	本施設は生涯学習施設であることから、運動や文化事業を行う目的の為に施設と認識しております。施設利用者が、運動や文化事業を行うにあたり、飲料等の摂取や関連用具を使用するのは当然であり、自動販売機の設置、運動用具等の販売は、行政財産の目的外使用にあたらぬという解釈もできる為、使用料を免除頂けないでしょうか。	本市では地方自治法について、ご質問のような解釈をしておりません。

募集要項

No.	資料名	該当箇所		質問		回答案
		頁	項	タイトル	内容	
10	添付資料1 サービス購入費について	6	4 (2) ア	物価変動に伴う施設整備費の改定について	<p>スライド適用についての質疑回答で、「建設期間内とする」と回答がありましたが、「事業契約時から適用する」ことが一般的だと考えます。事業契約締結後に設計期間が約1年間あり、その後着工となるので、設計期間の約1年間の物価上昇を民間側のみ負担とすることは、リスクが非常に高く事業への参画を再考しなければなりません。</p> <p>また、提案書提出から事業契約までの期間も数ヶ月要するため、最近の公募案件(PFI案件等)では「提案書提出時から適用する」ことが常態となりつつあります。</p> <p>「提案書提出時から」または「事業契約時から」スライド適用するよう再考いただけないでしょうか。</p>	募集要項等でお示したとおり、物価変動に伴う施設整備費の改定時期については、建設期間内を対象とします。

業務要求水準書

No.	資料名	該当箇所		質問		回答案
		頁	項	タイトル	内容	
1	要求水準書	1	4 (1)	開業準備について	設計・建設期間(複合施設)は平成30年5月末まで(開館準備期間含む)、供用開始日は平成30年6月からとなっていることから、平成30年6月の供用開始日までの準備業務に要する費用は、開業準備業務費に計上するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	2	第1 7	遵守すべき法令等	第1回目の質疑等で確認させていただきだかつた事項がクリアできず、現時点では要求水準書に示されている「遵守すべき法令等」の解釈が困難で、計画を立案することができません。 また、応募グループや事業者ごとに解釈が異なった提案をすることは、同一基準ではない提案を各グループ・事業者が行うことになり、審査をする上で公平性に欠けるのではないかと思慮します。 より良い実現性のある提案をする上で、遵守すべき法令等のご相談について、貴市の統一見解を整理いただき、公表・開示および関係各課への相談が可能な状況を整えていただきますようお願いいたします。	募集要項NO.4の回答をご参照ください。
3	要求水準書 諸室構成表	2		プール	プールの水深は、学校利用時と一般利用時で調整できるようにする必要があると思慮しますが、可動床は建設費・管理費ともに莫大な費用を要する一方で、利用時の利便性は高くないと考えます。 学校利用時、一般利用時、各々で想定する利用水深があれば、お示し願います。 また、想定される水深を確保できる状況であれば、可動床の導入を前提としない提案は可能でしょうか？ また、可動床で無い場合は、安全確保するための備品(水深調整台)が必要となりますので、施設整備費で調達するという認識で宜しいでしょうか。	水深については、「基本方針の内容等に関する問い合わせ及び回答内容」のNo.5を参照してください。 また、稼働床ではない場合は、お見込みのとおりです。
4	要求水準書	3	第1 7 (1) ミ	省エネ法 省エネルギー措置の届出	対象敷地及び対象施設は、北側敷地の本施設のみと考えて宜しいですか。	計画内容で判断いたします。省エネ法の届出対象となる規模の工事が発生した場合は、全て届出をしてください。北側敷地の本施設の他、別棟でも省エネ法の届出対象となる規模の工事があれば、それぞれについて届出が必要です。
5	要求水準書	3	第1 7 (1) ヤ	建設リサイクル法(既存解体・建築)	対象敷地の考え方についてご教示ください。	計画内容で判断いたします。解体工事、新築・増築工事、修繕・模様替え工事、土木工事で届出対象となる規模、または、金額となる工事があれば、届出が必要です。
6	要求水準書	4	第1 7 (2) ク	秦野市屋外広告物条例	消防署部分に設置する「出動」というサインは、屋外広告物ではないと考えて宜しいでしょうか。	「出動」は屋外広告物に該当します。
7	要求水準書	4	第1 7 (2) コ	歩道の切り下げ	歩道の切り下げ位置について、計画案の警察協議に行きますのでよろしくお願ひします。	—
8	要求水準書	4	第1 7 (2) コ	景観	色彩計画以外に、具体的な指導等がありますでしょうか。	ふるさと秦野生活美観計画及び生活美観ガイドライン①景観形成方針・基準編②公共施設整備・維持編に基づき、形状、修景等をご参照ください。なお、具体的な内容については、生活美観創出協議の際に担当課と協議してください。 【ふるさと秦野生活美観計画及び生活美観ガイドライン: <a href="https://www.city.hadano.kanagawa.jp/machizukuri/machi/kekan/m-jore.html">https://www.city.hadano.kanagawa.jp/machizukuri/machi/kekan/m-jore.html</a> 】

業務要求水準書

9	要求水準書	4	第1 7 (2) セ	埋立て等の規制に関する条例(盛土条例)	HPに掲載されている早見表によると、敷地面積3000㎡以上で、秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例における許可が必要で、しかも事前協議と地元説明会が必要とあります。市から要求されている法的な地元説明会はこの条例以外にはないと考えて宜しいでしょうか。他にも地元説明会が必要な場合には、兼用することができるのでしょうか。	秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例に関する手続きについては、市が行う事業のため、協議により許可不要です。 地元説明会については、同条例の要求はありません。なお、事業実施にあたっては、事業全般に関する説明する機会が必要となります。
10	要求水準書	4	第1 7 (2) セ	埋立て等の規制に関する条例(盛土条例)	その他気を付けるべき指導内容について事前相談にお伺いしますのでよろしくお願いします。	承知しました。
11	要求水準書	4	第1 7 (2) ツ	その他関係条例埋蔵文化財	本敷地は、埋蔵文化財の対象敷地外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書	4	第1 7 (2) ツ	その他関係条例埋蔵文化財	忠魂碑周辺の石の撤去に際し、秦野市生涯学習課文化財班との協議は必要でしょうか。	不要です。
13	要求水準書	4	第1 7 (2) ツ	その他関係条例埋蔵文化財	忠魂碑周囲の石を撤去する際、石の処分は事業者の自由と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	4	第1 7 (2) ツ	既存樹木撤去	今回敷地内には保存樹木等がないため、伐採・抜根に際しての届出は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	5	第1 8	地域防災拠点としての機能	『学校及び公民館は、災害時の避難場所であることから、地域の防災拠点として必要な機能を整備する。』とありますが、具体的な機能は事業者の提案事項と理解してよろしいでしょうか。もしくは、秦野市の基準等がありましたらご提示願います。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書	7	第2 1 (1)	敷地条件	現状、予定敷地内全ての登記が宅地ではありませんが必要な場合は「質の変更」頂けるとの認識でよろしいでしょうか？ 付帯事業等は「宅地」登記でないと事業用定期借地設定を結べません。	秦野市役所敷地の一部について、を事業用定期借地契約を締結していますが、その例に倣い、事業用定期借地の設定登記を行う場合、分筆及び登記地目の変更に要する経費は、事業者負担としてください。
17	要求水準書	7	第2 1 (1)	敷地条件	上記に付随しまして都市計画法29条の開発許可に必要な手続きはクリアして頂けるとの認識でよろしいでしょうか？	付帯事業(別棟)の許認可取得業務は、本市の確認を受けた上で、事業者が行ってください。
18	要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	消防署西分署建物が未登記となっております。法令上は問題ありませんが、跡地に建築をする想定だと「建物解体」⇒「滅失登記」⇒「開発申請」という流れになる認識です。スケジュールに遅れが発生する可能性があります。特例措置が取られるのでしょうか？	必要な場合には検討します。
19	要求水準書	9	第2 1 (1) ウ	上下水道について	上下水道の現況図を開示下さい。 第一回目の質疑回答で「今後、閲覧手続きを市HPで示します。」とありますが、いつごろになりますでしょうか。 また、樹の深さ及び配管口径も合わせてご指示ください。	秦野市教育総務課窓口にて閲覧できます。
20	要求水準書 諸室構成表	8		消防署指令系設備の件	諸室構成表の消防署西分署機能の中に、「指令系設備」があり、必要な配線工事が本事業内に見込まれています。 指令系設備は貴市消防が導入したシステムの専門メーカーから今回システム内容の詳細な情報提供を受け、本事業と専門工事との工事区分を明確にした上で初めて積算可能となる内容です。システム内容は守秘義務の高い内容であり、一般には把握できないものです。またアンテナや装置などは、大規模なものを想定されている場合、荷重等施設の構造計画にも影響を及ぼします。 現在の要求水準書及び付属資料の内容では計画や見積ができないため、計画の根拠になる情報提供をお願いします。	消防指令システムは、富士通ゼネラル社製を使用しておりますので、設置については、同社に対応させる予定です。 特に分署についてアンテナ装置の荷重等、施設の構造計画や装置の荷重となる恐れはないものと考えています。

業務要求水準書

21	要求水準書 諸室構成表	8		消防署指令系設備の件	貴市消防がご採用されていると思われるメーカーに電話・FAXで問い合わせをさせて頂きましたが、満足な情報提示が未だない状況です。メーカーとのやりとりでは情報開示も限界があり、想定が困難な状況ですので、西消防署の設備ご担当者様に指令系設備の事前相談にお伺いしたいと考えます。よろしくお願ひします。	消防指令システムは、富士通ゼネラル社製を使用しております。同社による対応と併せて、指令系設備の担当である情報指令課にて対応します。 富士通ゼネラルコールセンター 0120-222-389
22	要求水準書 諸室構成表	8		訓練用資機材庫	諸室構成表にて、屋上に訓練用資機材庫の整備の記載がありますが、2/12の質疑回答(業務要求水準書等 No.93)にてご提示頂いた面積を中二階の天井裏倉庫で確保できれば、屋上への整備は不要と考えて宜しいですか。	屋上の訓練用資機材庫については、屋上で行う訓練の資機材を収納する目的のものであることから、屋上に設置することが必須となります。このことから、中二階倉庫とは別に整備してください。
23	要求水準書	11	第2 3 (4)	道路拡幅認定幅員	敷地西側道路(市道858号) 敷地南側道路(市道867号) 敷地東側道路(市道882号) 以上の認定幅員をご教示ください。	市道858号線: 5.0m 市道867号線: 1.8m~7.5m 市道882号線: 1.8m~4.5m
24	要求水準書	11	第2 3 (4)	道路拡幅認定幅員	敷地西側道路(市道858号)道路幅員6m及び歩道3mの拡幅 敷地南側道路(市道867号)道路幅員6m及び歩道3mの拡幅  これらの拡幅は、道路中心線からの拡幅でしょうか、それとも道路の反対側からの拡幅でしょうか。	道路の反対側から道路線形を考慮しつつ有効幅員を確保することとします。
25	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例	本計画は住居系地域で、敷地面積500㎡以上で建物規模1000㎡以上のため特別環境創出行為と捉えて宜しいでしょうか。	秦野市まちづくり条例に関する手続きについては、市が行う事業のため、協議が整ったことにより、その他手続きの適用を除外します。
26	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連	特別環境創出行為手続きと開発申請・計画通知や確認申請とのスケジュール、期間の関係についてご教示ください。 HP等に公表されている資料によると(解釈が誤っていたら申し訳ありません) ①特別環境創出行為計画書提出→完了(120日間?) ②環境創出行為事前協議書→開発許可(6か月程度?) ③開発許可を受けての建築確認→済証受領(2~3ヶ月程度?) ①~③までの期間で、1年程度の相当に期間がかかると思料します。設計期間との絡みはどのようにお考えでしょうか。 事業者側の手続きや対応は速やかに行うと仮定して、最低これらの申請にどの程度の期間を見込んだら宜しいでしょうか。	想定される最短期間は次のとおりです。 ①特定環境創出行為の手続きは不要です。 ②環境創出行為事前協議書提出から開発調整部会開催まで(2週間) 開発調整部会から各課協議終了まで(おおむね2か月) 各課協議終了から開発許可まで(おおむね1か月) ③建築確認申請から確認済証交付まで(おおむね2か月)
27	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連	特別環境創出行為手続きと開発申請とのスケジュールと連動して、 ・中高層申請や電波障害対策 ・緑化関連 ・景観まちづくり条例における生活美観創出協議 ・埋立て等の規制に関する条例(盛土条例)に関する手続き ・道路拡幅関連の届出 の件など、各個別の申請との関連性や申請の前後関係について提案段階で事前相談にお伺いしますのでよろしくお願ひします。	承知しました。
28	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 雨水	雨水排水計画に際して、北側敷地及び南側敷地内の最終放流先と接続方法をご教示ください。(要求水準書P9に、北側道路に雨水管は北側道路1000~1100mmとありますが、直接接続することは配管径が太く本管であることや、国道246号という交通量の多い道路下にあることから、難しいのではないかと考えております。)	西側道路、南側道路の雨水管(300mm)があります。なお、上下水道の現況図は秦野市教育総務課窓口にて閲覧できます。そちらをご覧の上、ご判断ください。

業務要求水準書

29	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 雨水	雨水の放流に関して、流出抑制等の規制があればご教示ください。	開発5,000㎡以上の場合においては、原則として秦野市まちづくり条例施行規則第35条及び雨水調整施設等設置基準により、雨水抑制施設の指導を行っていますが、設置が必要となった場合、その整備は本事業の対象範囲外となります。
30	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	敷地西側道路(市道358号)道路幅員6m及び歩道3mの拡幅 敷地南側道路(市道867号)道路幅員6m及び歩道3mの拡幅 敷地東側道路(市道882号)中心後退2.35mの扱いの拡幅について 開発申請の対象敷地は約3万㎡とのことですが、道路拡幅前の敷地、拡幅後の敷地いずれの面積になるのでしょうか。	開発申請の対象敷地は道路拡幅前の敷地となります。
31	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅される敷地部分は、市有地から市道に移管されると捉えて宜しいでしょうか。その移管手続きは貴市がされると考えて宜しいでしょうか。また移管を行う時期をご教示下さい。	お見込みのとおりです。 なお、時期については、測量等を行い面積確定後になると考えます。
32	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅工事をする時期についての指定はございますでしょうか。	工程計画のにおいて、適切な時期を御提案ください。
33	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅範囲内に、西中学校の倉庫等、いくつか既存施設や既存樹木が重なると思われる。これらの既存施設は、事業者側で解体時期を任意に設定して宜しいでしょうか。	適切な時期を御提案ください。最終決定は、学校との協議により決定します。
34	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路-中学校敷地境界にある既存擁壁は存置とし、(一部頂部をカットはしますが撤去はしない)道路拡幅後は、舗装面の下に埋めると考えても宜しいでしょうか。	既存擁壁は撤去してください。
35	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅後につくる新擁壁について、擁壁の準拠基準をご教示ください。	道路土工、擁壁工指針、宅地防災マニュアル及び鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集等により対応してください。
36	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅後につくる新擁壁について、擁壁種別の制限はありますでしょうか。(2m以上の高低差が想定されないところは、基本ブロック積み擁壁を主で考えたいと思っています。)	No.34の回答により対応してください。 また、敷地の利用目的が果たされる構造物としてください。
37	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅後につくる新擁壁について、道路面の表面載荷重はいくらを想定したら宜しいでしょうか。	道路面の表面載荷重 ・車道部 10KN/㎡ ・歩道部 3.5KN/㎡
38	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	拡幅部分の道路の構造に関する仕様のわかる資料をご提示ください。(舗装、縁石、側溝等、歩道・車道共)	道路の構造は、「秦野市道路占用関係規程集」及び「神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック」等を参照してください。
39	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅工事に伴う電柱の移設も本業務に含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅工事について、既存施設の解体後でない工事に着手できません。既存施設の解体期間はH30年6月～8月までの3ヶ月であり、期間内に解体工事及び道路拡幅工事を完了させること非常に難しいため、道路拡幅に必要な整備期間を延長させて頂くことは可能でしょうか。	既存施設の解体期間を指定はしていません。利用者への影響等を考慮の上、解体時期及び道路整備時期を御提案ください。
41	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	道路拡幅で整備される歩道には、都市計画上の植栽や並木などの整備は想定されておらず、舗装のみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 道路拡幅	本計画では、建築物の基礎等が擁壁を兼用し、造成工事と建築工事を切り離して行うことが困難です。よって、都市計画法第37条による工事完了公告前の建築承認が可能と考えてよろしいでしょうか。	造成工事と建築工事を切り離すことが困難な計画であれば、都市計画法第37条による建築制限の解除申請は可能です。
43	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 消防署跡地の扱い	消防跡地に公的用途とは異なる付帯事業施設を建てる提案の場合、開発行為上の敷地は一体と捉えて宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。建築確認申請上の敷地設定においては、当該施設が、明らかに用途上可分の関係にある場合は、敷地分割となります。

業務要求水準書

44	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 緑化	緑化の対象面積は開発行為の対象敷地と同様と考えて宜しいでしょうか。 道路拡幅前の敷地での対象面積とする場合、いずれ道路として移管し、敷地ではなくなる面積の分まで敷地内で緑化を整備するのは疑問です。これらを踏まえ、整理した敷地の捉え方の見解をお願いします。	緑化の対象面積については、道路拡幅後の敷地面積となります。
45	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 緑化	今回敷地面積が30000㎡であれば、緑化面積は6000㎡となり、これは北側敷地全てを緑化したとしても不足する量です。また本計画では消防署の車両展開スペースなど、緑地にならない空地をつくる必要もあります。本計画では可能な範囲で緑化を施すが、基本的に緑地面積を満たせないものと解釈し、不足分については貴市にて今後の中学校整備内で実施される、と考えると宜しいでしょうか。	お見込のとおり可能な範囲での緑地面積を御提案ください。 なお、不足分の対応については、市において対応を検討することとします。
46	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連 雨水	①雨水排水計画は敷地面積3万㎡が対象となるのでしょうか。 ②秦野市まちづくり条例施行規則35条、雨水調整施設等の設置について、今回の施設整備は既存建築物の増築、改築、建替えと捉え、雨水調整施設整備は不要と考えてよろしいでしょうか。 ③雨水調整施設必要な場合、宅内の雨水整備対象範囲は、既に成立している中学校敷地部分は除いた、北側敷地及び、南側敷地各々の範囲のみとして宜しいでしょうか。 ④道路拡幅部分は道路としてのL型側溝+樹、という考え方で宅内の雨水とは別の考え方をして宜しいでしょうか。	①雨水排水計画については、申請の区域面積すべてが対象となります。 ②本事業については、既存建築物の建て替えと判断しますので、雨水調整施設の設置は適用除外となります。 ただし、事業実施に伴い区域内の雨水流出量が増加する場合は、事業実施前後の差分について雨水抑制施設の設置が必要となります。 ③②の回答と同様とします ④拡幅道路部分の雨水排水処理については、当課の指導対象外となりますので、道路管理者と協議してください。
47	要求水準書	21	第2 3 (3) ア	秦野市まちづくり条例 開発申請関連	開発行為申請対象の敷地面積は約3万㎡との理解で宜しいですか。 厳密な数値と測量図をご教示ください。 ご提示頂けない場合は現時点で開示されている資料で計画致しますが、情報が増える場合には、変更に伴う設計期間延長や工事費をご協議いただくと解釈致しますのでよろしくをお願いします。	開発に関する協議の対象はお見込みのとおりです。 また、敷地測量図については、業務要求水準書公表時にお示ししたとおりです。
48	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	バリアフリー法・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	今回施設は、公共的施設の種別として ・学校 ・集会場、公会堂 ・体育館、水泳場 ・官公庁(=消防署部分?) と複数用途が該当しますが、どの用途を適合させたら宜しいのでしょうか。 ゾーン別に適用の場合は、複数の用途が共用する部分についての解釈はどのように考えたら宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。法の適合性については、各種別を複合化して整備する施設と捉え、それぞれの基準に適合させる必要があると考えます。共用する場合、つまり各種専用の施設でない限り、全ての用途に適合するものとしてください。
49	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	バリアフリー法・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	今回要求水準書には、EVの整備は1台以上とあります。 また消防署部分は、施設を合築しても管理区分的には完全分離で、それ以外の施設と行き来のない計画の想定がされています。 消防署部分について、1Fにみんなのトイレを整備しますが、2Fは健康な消防職員の仮眠室及び食堂、浴室等のみです。車いす利用者等の利用円滑化経路は1Fのみで、2Fは不要と考えますので、消防署部分にEVは不要と考えて宜しいでしょうか。その他の整備基準も、適用範囲は1Fと捉えて宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。バリアフリー法及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例上、市民利用が1階に限定される場合、EVの設置義務はありません。
50	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	確認申請 (北側敷地の消防署跡地)	消防跡地に公的用途とは異なる付帯事業施設と、それに伴う駐車スペースを計画したいと考えます。 本施設の計画通知とは別の申請で、確認申請と捉えて、消防署跡地部分を敷地面積として捉えた場合、本施設敷地との境界線は隣地境界線が発生し、隣地斜線や特に日影規制で、本施設の計画が現実的でなくなると思料します。一体の敷地で計画通知1本での計画の解釈をお願いします。	計画内容で判断いたします。明らかに用途上可分の関係にある施設の場合は、それぞれの敷地設定における確認申請が必要となります。
51	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	用途	本施設の建築基準法上の用途は学校と解釈して宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。学校専用部分が無い限り、学校としては扱えません。
52	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	排煙	学校の場合、排煙の考え方についてご教示ください。不要と考えて宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。学校専用部分でなければ排煙免除されません。

業務要求水準書

53	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	防火区画	防火区画の考え方について、消防署を異種用途区画とし、あとは面積区画と縦穴区画、114条区画を計画するイメージで宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。消防署以外においても異種と判断する場合があります。
54	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	地区計画	本敷地は地区計画には該当しないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	各種申請 バリアフリー法・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	申請の対象敷地はどのように考えたら宜しいでしょうか。 30000㎡で1本あるいは、北側敷地、南側敷地各々で2本の申請が必要でしょうか。 道路幅員拡幅分は、敷地に入れるのでしょうか、除くのでしょうか。	計画内容で判断いたします。通常、建築確認申請等と同一とします。また、『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例』は、原則、棟単位での協議になります。 なお、道路拡幅部分を確認申請の敷地に入りません。
56	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	各種申請 バリアフリー法・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	西側道路、南側道路、東側道路拡幅に伴う歩道等についての、条例の届出は必要ですか。	神奈川県の担当課にご確認ください。
57	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	計画通知 (北側敷地)	本施設の計画通知上の敷地面積は要求水準書P8に記載の図の青線で囲まれた敷地と考えて宜しいでしょうか。その際西側道路拡幅部は敷地範囲外と考えて宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。既存の中学校と渡り廊下で接続すれば、1棟扱いとなりますので全体敷地は分けられませんが、物理的、客観的に明確に別棟で、別用途であれば、別敷地と考えられます。 なお、道路拡幅部分は確認申請の敷地に入りません。
58	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	計画通知 (現中学校校舎関連)	道路拡幅により既存中学校の敷地が減少する場合、既存中学校計画通知の計画変更申請が必要なのでしょうか。 また、渡り廊下計画による中学校の延べ面積増加の場合の計画通知の計画変更申請が必要なのでしょうか。 これらの申請手続きは、本事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	計画内容で判断いたします。道路拡幅により敷地面積が減少しても、建築行為が無い限り、既存中学校部分の計画通知の申請は不要です。 また、既存校舎からの渡り廊下を別棟としない場合は、変更ではなく、通常の増築の計画通知申請が必要になります。 全体敷地の場合で、延べ面積の増加や敷地面積の減少があれば計画変更となります。 なお、本事業実施に必要な申請手続きについては、本事業範囲となります。
59	要求水準書	21	第2 3 (3) イ	建築物温暖化対策計画書	CASBEEかながわの建築物温暖化対策計画書の対象敷地及び対象施設は、北側敷地の本施設のみと考えて宜しいですか。	計画内容で判断いたします。CASBEEかながわの対象となるのは、通常は北側敷地の本施設のみと思われます。ただし、計画により他の施設の建築物温暖化対策計画書の提出も求められる場合があります。 詳細は県の担当者との協議し、対象となるものは全て提出願います。
60	要求水準書	24	(4) (ウ) b	備品の設置	市の持ち込み備品は、防災備蓄倉庫の備品および消防用備品のみという認識で宜しいでしょうか。 また、上記以外の備品で持ち込まれる場合は、備品の設置スペースおよび備品に起因する安全管理責任の観点から、設置に関して、市と協議させて頂けるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	要求水準書	24	(4) (ウ) b	備品の設置	「資料6 什器備品リスト」において、リストに記載はないが、要求水準に示された管理運営を実施するにあたって明らかに必要な備品は、施設整備費にて準備するという認識で宜しいでしょうか。 逆に、施設整備費の無駄を防ぐという観点から、お示されたリストのうち、要求水準に示された管理運営を担保することを前提に不要と判断した備品は調達しないという提案をしても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書	27	(5) カ (イ)	開館式典	現時点で想定される市の招待者数、どのような方(役職)の招待かをご教示願います。 (人数等によって見積り金額に差がでる為)	同様施設の招待客から想定すると、100名程度と考えますが、本市と協議の上で決定することとなります。ただし、本市においては式典等は簡素化の傾向にあります。
63	要求水準書	30	(8) ウ (ア)	防火管理者について	防火管理者の資格は維持管理・運営業務を担当する企業に所属する人員の中から選出すればよいという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。



業務要求水準書

64	要求水準書	31	2 (1)	建築物等保守管理業務	特殊建築物の定期報告については、本事業には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P31に「関連法令に基づく建築物等の点検、保守、修繕及び報告を実施すること。」とあります。市の建築物であれば定期報告はありませんが、建築基準法12条2項に基づく点検は必要です。
65	要求水準書	33	2 (2)	建築設備保守管理業務	建築設備の定期報告については、本事業には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P33に「各設備の関連法令の定めにより、点検を実施すること。」とあります。市の建築物の建築設備であれば定期報告はありませんが、建築基準法12条4項に基づく点検は必要です。
66	要求水準書	36	(5) イ	環境衛生管理業務	建築物環境衛生管理技術者を選任すること。とありますが、建築物を合築とした場合、消防署部分を含めて特定建築物と捉えるのでしょうか。給水の系統は同一ですが、建物の出入口や電気、空調等の系統は別となるため、一般的には別の建築物となると考えます。別の建築物の場合、消防署部分は延べ床面積で特定建築物には該当しません。また、「建築物衛生法」の解釈において、体育館その他スポーツをするための施設は、一般に特定建築物に該当しないとされています。複合施設については、温水プールやスポーツ施設等が一部にある場合において、これらを除く特定用途部分の床面積の合計により判断することが適当であるとなっており、これらを除くとやはり延べ床面積で特定建築物には該当しません。本施設の用途が「学校」であった場合でも、延床面積は8,000㎡以下なので特定建築物には該当しません。貴市の見解をご教示願います。	全体の延べ床面積から消防署及びプール・スポーツ施設等部分を差し引いた面積が3000㎡以上の場合には設置が必要と考えています。
67	要求水準書	51	(3) (イ) (b)	資格について	主任監視員は日本赤十字救助員の適任証及び日本赤十字救急救急員の資格を有する者とのことですが、安全の確保を担保することを前提とし、前述の資格と「同等」の資格保持者の配置でも宜しいでしょうか。また、プール授業等の学校利用時における監視員の配置は必要ないという認識で宜しいでしょうか。	前段は資格の内容をお示しいただき、問題がないと判断されれば日本赤十字救助員の適任証及び日本赤十字救急救急員の資格を有する者でなくても可とする場合もあります。後段はお見込みのとおりです。
68	要求水準書	54	2 (1)	学校利用について	夏休み等、学校の長期休暇中の学校利用に関し、お示し頂いている学校利用時間帯での学校利用はない(＝一般開放および事業者側での利用が可能)という認識で宜しいでしょうか。	原則として、部活動以外の利用はありません。ただし、学校行事や市主催事業等で使用する場合があります。
69	要求水準書	55	第5 2 (1) ウ	敷地の一部に付帯事業施設を整備する場合	消防署跡地での付帯事業施設を検討しておりますが、付帯事業施設を整備するに当たり、敷地整備の工事区分についての取扱いは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。若しくは、本事業の範囲と付帯事業の範囲区分をお示しいただけますでしょうか。同様に事業用定期借地契約終了時の原状回復範囲についても同様です。	敷地整備の工事区分については、御提案ください。なお、事業用定期借地終了時の現状回復については、当該借地契約の範囲となります。
70	要求水準書 諸室構成表	2		室内プールの空調	要求水準書にはプール、採暖室またはジャグジー、更衣室・シャワーに「冷暖房」が必要との記載がありますが、この部分は「暖房設備」を設置することでよろしいでしょうか。	プール部分については暖房のみとしますが、それ以外の更衣室・シャワーを暖房のみとする場合は、その理由をご提案してください。
71	要求水準書 諸室構成表	6 7 8		消防署西分署の諸室面積の扱い方の解釈について のお願い	消防関連諸室に「有効幅」「有効幅員」の記載がありますが、面積的に無駄のない平面計画の実現のため、計画面積が確保でき、想定される備品が適切に配置できれば、縦横比に縛られない計画が可能と解釈しても宜しいでしょうか。	災害出動、訓練等を考慮したうえでの必要な「有効幅」「有効幅員」を算出しています。できる限り、記載してあるものに準拠して計画してください。
72	要求水準書			杭・基礎の撤去について	既存建物解体工事の際、杭や基礎等は本事業で新築する建物に干渉する部分のみ撤去と考えてよろしいでしょうか。	既存建物解体工事の杭や基礎等は全て撤去してください。
73	要求水準書			記念碑について	現地確認時に記念碑等が多数見受けられました。本事業の計画に干渉するものは全て撤去と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書			解体工事期間について	現地確認で、樹木の伐採、地中配管の移設等様々な要因が分かり、現状提示されている3か月では足りません。解体工事期間は事業者決定後に協議とさせていただきます。また、暫定期間として6ヶ月程度見込んでいただけないでしょうか。	解体工事期間の指定はありません。利用者に支障の少ない方法を御提案ください。

業務要求水準書

75	要求水準書		事業予算について	機械室の面積増等の影響で、要求水準書にある6100㎡という基準の延床面積を大きく超えてしまいます。面積増分の予算を増額していただけないでしょうか。増額が難しいようであれば、南側敷地の解体・整備工事及び周辺道路拡幅工事を本事業対象外としていただけないでしょうか。	事業費及び事業範囲は募集要項及び要求水準書のとおりです。全体の御提案の中で調整してください。
76	要求水準書		道路拡幅工事について	現地確認の結果、道路整備には電柱の移設が必要となり、近隣住戸の停電を伴う作業になります。電柱の移設は東京電力様管轄の工事となり、近隣住戸に対して停電の説明及び了解を得る必要があるため、道路拡幅工事の工期を約束できません。中学校につきましても同様で、夏休み期間中等の工事ではないため、授業に影響があるかと思われます。つきましては道路拡幅工事を本事業対象外としていただけないでしょうか。	御質問の事業範囲の変更はできません。
77	要求水準書		水道利用加入金の取り扱い	給水設備において水道利用加入金が発生いたします。市の負担と考えてよろしいですか。	水道利用加入金が発生する場合はお見込みのとおりです。
78	要求水準書		下水道受益者負担金の取り扱い	下水道事業受益者負担金に関して、本計画は100%減免対象と考えてよろしいですか。負担金が発生する場合は市の負担と考えてよろしいですか。	新たに追加負担金が必要な場合は本市の負担となります。
79	要求水準書		現地確認による	中学校敷地内のインフラ状況(雨水、汚水、給水、電気)について資料(樹の高さ、配管口径含む)をご提示願います。	貸出資料(図面)により確認してください。不足するものについては、募集要項NO.4の回答で示した事前相談日に閲覧可能にします。
80	要求水準書 本事業全体		要求水準内容準拠での面積増による事業費増大を抑えるための要求水準変更のお願い	現要求水準では最低6100㎡でなく、7000㎡以上の施設ボリュームを要求されているのと同様です。要求水準に提案延床面積の上限はありませんが、現実には面積増＝コスト増に直結するため、現在の上限価格では計画困難です。施設整備費の増額、それが難しければ施設規模縮小につながる要求水準の変更や、本施設整備工事以外の別途工事化をお願いします。	要求水準における施設構成については、最低限確保すべき面積をお示したもので、施設規模の変更は考えていません。要求水準書にお示した機能の確保する施設計画にあたって面積の増加等が必要な場合には、その増額分は全体計画の中で調整していただき御提案ください。

その他

No.	資料名	該当箇所		質問		回答案
		頁	項	タイトル	内容	
1	審査基準	3	I 6	審査の流れ	現時点では、法令等を満たした計画をご提案することができないため、誤った解釈を行った場合もしくは貴市のお考えと異なる解釈による提案を行う可能性が十分考えられます。審査基準に示される基礎審査項目に、業務要求水準の達成項目があり、要求水準書P-2～5に示される遵守すべき法令等の確認が提案段階で行えません。つまり、基礎審査を満たした提案ができないという解釈をしております。 現状のままでは、計画および金額も想定での提案となってしまいますが、審査の対象としていただけるのでしょうか。 その場合、公表いただいております審査基準の見直し(基礎審査項目含む)および想定や構想レベルでの提案提出が可能なように様式集等の見直し(入札価格の在り方含む)を行うように再考いただけませんか。	募集要項NO.4の回答をご参照ください。
2	様式集			添付資料について	様式によって枚数制限がございますが、内容を補足する為の資料は添付資料として別途作成しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、数量があまり多くならないようにしてください。
3	その他			法的解釈等の市の統一見解の開示及び提案スケジュール変更のお願い	最近の公募案件等では一般的に行われている「競争的対話」等の場が設けられていないため、提案すべき建物の計画をする上での法的解釈が困難な状況です。現在お示しされている要求水準や開示資料等から判断すると、要求水準を満たす建物の計画ができない解釈も考えられます。 公募等の案件では、実現可能な計画・提案を求められるため、関係各課等に法的解釈を民間事業者が確認を行い提案することが一般的に行われていると思慮しますが、本件は事前相談をすることができず法的解釈等の判断ができないため、計画・提案が途中で止まっており、先に進めません。 第2回目の質疑回答(平成27年4月16日)をもって計画を検討することは、約1か月で建築計画、提案書作成、見積を行わなければならない、現実的なスケジュールではないと思われます。 よって、このままでは提案提出ができない状況であるため、市としての見解を統一していただき、各課への法令等の相談・確認が行われる環境のお願い、資料等の開示、第2回目の質疑回答および事業契約等の質問回答をいただき、2月12日の第1回目質疑解答からの遅れ等を鑑み、3ヶ月半ほど提案提出の期日変更をお願いしたいと思います。より良い提案を実現するために、ご検討の程よろしく願っています。 早期に上記の内容が実現でき、現在想定されている優先交渉権者の決定から議会承認までの期間(約6ヶ月相当)を短縮することで、学校施設の供用開始日(平成30年4月)はそのまま可能と考えます。	募集要項NO.4およびNO.7の回答をご参照ください。
4	質問・意見(第1回)に対する回答	4	14	敷地の状況	精度の高い解体工事費を算出するため、アスベスト調査資料を早急にご提示をお願いします。	秦野市教育総務課窓口にて閲覧できます。
5	質問・意見(第1回)に対する回答	4	18	上下水道について	精度の高い解体工事費を算出するため、上下水道に関する資料を早急にご提示をお願いします。	秦野市教育総務課窓口にて閲覧できます。
6	質問・意見(第1回)に対する回答	4	9	敷地条件	既存中学校の建築確認についての申請書類の公表をお願いします。	秦野市教育総務課窓口にて閲覧できます。
7	質問・意見(第1回)に対する回答	5	29	社会性一景観	精度の高い緑化計画を行うため、既存樹木の緑化面積や樹木数等に関する資料をご提示をお願いします。	資料はありません。緑化に関する考え方は要求水準書NO.45およびNO.46の回答をご参照ください。

その他

8	質問・意見 (第1回)に 対する回答	6	44	その他の計画	「本事業において、既存ごみ置き場付近に確保することが必要です。詳細の設置箇所・大きさについては地元との協議の後、決定となります。」とありますが、ごみ置き場の位置、及び個数、仕様についての情報をご提示頂けないでしょうか。 ご提示頂けない場合は想定で計画致しますが、提案時から内容が大幅に変更になる場合には、変更に伴う設計期間延長や工事費をご協議いただけると解釈致しますのでよろしくお願い致します。	ごみ収集場所は、現状、北側敷地に1か所、南側敷地に2か所ございます。なお、本市のまちづくり条例施行規則及びごみ収集場所標準施工はCB5段積(主筋13@400・配筋10@600)で必要面積は、1戸当たり0.3平方メートル以上(単身用住宅にあつては0.1平方メートル)とし、1か所の最低面積は、3平方メートル以上ととなっております。
9	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	6	46	設計変更について	「協議することとなります」とありますが、要求水準書の不備、貴市からの指示による変更は貴市が負担すべきリスクと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書において、契約締結後の設計業務にあたり、法令等の変更や本市の要求事項によって設計に変更が生じた場合には、協議することとしています。
10	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	10	1	本事業範囲の変更	開発申請対象範囲を、敷地全体30000㎡でなく、北側敷地、南側敷地の2つに限定した計画とする変更をお願いします。	要求水準書にお示した業務内容の変更はできません。
11	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	10	1	約3万㎡全体で申請を 実施する場合	既存施設関係で不足する情報把握のための調査、図面作成にかかる費用を算出するため、貴市が保有する全資料リストを早急にご提示ください。	具体的な資料について、お示ください。
12	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	5	29	供用開始に向けての開 設準備について	一般開放利用は利用の3か月前の日が属する月の20日から予約可能とのことですが、供用開始の6月1日からの予約は3月20日から可能となりますが、3月20日はあくまで予約システム上の受付開始日ということで、予約受付等に対応できる人員の配置は提案ということで宜しいでしょうか。 また、予約受付を開始するにあたって、準備業務として職員の研修・育成等が必要であり、準備業務の実施にあたって施設の一部または市の公共施設等を無償で使用させて頂けないでしょうか。	人員配置については、お見込みのとおりです。 また、公共施設の使用については、今後ご相談ください。
13	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	6	68	契約等の公表	事業契約(案)等の公表後、新たに質疑等の受付期間を設けていただけますようお願いいたします。	承知しました。
14	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	6	69	施設利用料について	「本市に支払うべき施設利用料を想定し、あらかじめこれを見込んだ額をご提案ください」とのことですが、この施設利用料とは、指定管理者が付帯事業実施する為に支払う各居室の専用利用料との認識で宜しいでしょうか。 付帯事業実施にあたり、指定管理者が専用利用料を支払えば、事業参加者は各居室の個人利用料を支払う必要がないという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

その他

15	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	6	44	光熱水費について	光熱水費に関し、社会情勢等によって変化が大きい金額であり、また本事業の特性上、学校利用の割合も大きく、学校利用時の施設の使われ方(利用時間・利用者数等)によっても変動してくる(=事業者側でコントロールできない)金額となります。 1年目と3年目のみの価格改定の機会では、10年間での社会情勢の変動・事業の変更等を勘案した事業者側のリスクは非常に大きく、光熱水費を多く見積もらざるを得ず、結果、サービス購入費を圧迫し、本来提供すべき要求水準に即したサービス提供が難しくなります。 については、光熱水費の支払いについては別途契約とし、本入札金額から除外頂けないでしょうか。	別途契約とすることはできません。なお、料金設定の変動等を含め、急激な単価の変動が生じたと認められる場合については、協議に応じます。
16	質問・意見 (第1回)に 対する回答 業務要求 水準書等	6	46	光熱水費について	事業契約(案)等が開示されていない状況で民間事業者側のリスク分担や協議の可能性が詳細に判断できない状況ですが、現時点での推測は前述の通り、10年間の事業リスクを勘案するにあたり、光熱水費の算出は非常に重要度が高く、多角的な視点での検証が必要な為、おおね公園・西公民館・本町公民館・総合体育館について、平成23年度・24年度・25年度の月別の下記実績をご教示ください。 ①電気代(契約電力、料金項目毎の単価、料金項目毎の使用量) ②ガス代(基本料金、従量料金、単価) ③水道代(上水・下水使用量)	閲覧手続きを市HPに公表します。
17	質問・意見 (第1回)に 対する回答	7	72	一般利用について	お示し頂いたプール、大アリーナ、多目的室以外のテニスコート、美術室、音楽室、調理室について、下記をご教示ください。 ①学校専用利用での年間利用想定 ②上記居室以外で学校利用を想定されている場所の有無(有の場合は内容) ③一般開放にあたっての制限の有無(有の場合は内容) ④市専用利用での年間利用想定 ⑤上記居室以外で学校利用を想定されている場所の有無(有の場合は内容)	閲覧手続きを市HPに公表します。
18	質問・意見 (第1回)に 対する回答	7	73	一般利用について	一般開放の優先が基本とのことですが、限られた維持管理・運営業務の予算で事業を行うにあたり、収益を確保することが本事業の趣旨に則った重要な管理点と考えております。 付帯事業の実施にあたっては、一般開放の利用状況に配慮することを前提に、一般利用より優先して実施枠を確保できるよう提案・協議させて頂けないでしょうか。	一般開放の利用が基本となりますが、すでに公表した資料に基づき、付帯事業の実際の利用にあたっては一般利用の状況を鑑みご提案ください。
19	質問・意見 (第1回)に 対する回答	7	74	減免対象について	利用料金収入見込額を算出するにあたり、現時点で施設の設置条例案もお示し頂いていない状況の中、事業契約(案)が開示されていないためサービス購入費の協議や見直しの可能性等も判断できません。 減免が適用される団体が多ければ多いほど、利用料金収入が減少し、サービス購入費が増大することとなります。 については、市内の公共施設での傾向値だけでも把握したく、おおね公園・西公民館・本町公民館・総合体育館における各施設の居室別の減免実績(減免金額)について、平成23年度・24年度・25年度分をご教示ください。 また、減免対象団体の見直しについて、現時点で想定されている見直し時期・内容をご教示ください。	25年度分の閲覧手続きを市HPに公表しました。 なお、減免対象については例年、ほぼ変動はありません。
20	質問・意見 (第1回)に 対する回答 その他	10	1	使用料金改定	使用料金の見直しについて、現時点で想定されている見直し時期・内容をご教示ください。 また、本事業の提案書提出後に使用料の改定となった場合、収入見込み額及びそれに伴うサービス購入費にも影響する為、使用料の改定時に伴うサービス購入費見直しは協議頂けるとの認識で宜しいでしょうか。(適切に協議・見直しいただけますようお願いいたします。)	使用料金の見直しは、提案書の提出からしゅん工までの間に行われる可能性が高いため、事業者の収入が多くなる分を考慮して市からのサービス購入費支払額を設定しています。改定の影響のみならず、見込みとのかい離が大きい場合には、その原因等に応じて協議を行うものと認識しています。 なお、現段階における見直しの内容については、下記ホームページより「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」を御確認下さい。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/saihaichi/riyousha_f.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/saihaichi/riyousha_f.html</a>

その他

21	質問・意見 (第1回)に 対する回答 その他	4	74	朝練等の開館時間以外 の対応について	朝練等、施設の閉館時間外に、学校利用をする場合、全て学校側の責任の下、施設利用に係る業務(鍵の開閉、機械警備の設置・解除等)の実施および費用負担を頂けるという認識で宜しいでしょうか。 また、市や学校主催の大会やイベント時は、市及び学校の責任下で、全て実施されるとの認識で宜しいでしょうか。	施設利用に係る業務の実施は学校で行うこととなりますが、費用負担については、全体の経費の中に見込んでください。
22	質問・意見 (第1回)に 対する回答 その他	10	1	敷地の解釈とそれに関 する貴市からの情報提 供時期遅延のためのス ケジュール延長のお願い	①貴市としての基本的な統一見解を、関係各課に個別にお伺いに行きますので、ご準備の程よろしくお願い致します。また計画案を固めるにあたり複数回往訪させて頂きますので、個別のご指導をお願い致します。 ②敷地に対する統一見解を、要求水準書及び添付資料に追記頂き、その時点を1月末の要求水準書公表時として、提案書締切スケジュールの延期をお願い致します。	①募集要項NO.4の回答をご参照ください。 ②募集要項NO.7の回答をご参照ください。
23	質問・意見 (第1回)に 対する回答 その他	10	2	・道路拡幅工事 ・渡り廊下建設工事 別途工事化のお願い	道路拡幅工事と渡り廊下建設工事の別途工事化をお願いします。	その他NO10の回答をご参照ください。